



中津市監査委員告示第 24 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 6 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 17 日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

# 定期監査報告書

1. 監査の対象部署 子育て支援課  
保育施設運営課  
社会教育課
2. 監査の対象期間 令和5年度分
3. 監査の実施期間 令和6年9月20日～令和6年12月17日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅 一 ・ 千木良 孝 之

## 5. 監査の着眼点及び実施方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

## 6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和6年12月24日(火)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。  
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

## 【子育て支援課】

### (指摘事項)

#### (1)収入事務について（現金等取扱事務）

童心館のスタジオ使用料について、童心館での現金収納後、速やかに払い込みを行わず、最長102日間現金を保管していたものが見受けられた。

定期的な集金により速やかに払い込みを行い、また現金受領の際には、今後どの職員が担当になっても入金漏れがないよう、受領簿を作成し売上日・入金日・受領者の氏名等を記入する等、中津市会計事務規則等の遵守をはじめ、安全な保管管理に常に留意し、適正な公金管理を求める。

#### (2)支出事務について（放課後児童健全育成事業）

児童クラブ委託契約において、具体的な要件を定めるべき仕様書が作成されてなく、業務委託を行っていた。

特に、本業務は”人の命”を預る業務であることを再認識し、有事の際等に契約条件における双方の認識違いがないようにするためにも、仕様書に基本事項・開所時間・休所日・支援員の配置や、損害賠償・業務区分・費用区分・リスク分担等を詳細に定め、契約書と契印する等、慎重な契約締結による適切な業務委託を求める。

## 【保育施設運営課】

### (指摘事項)

#### (1)収入事務について（現金等取扱事務）

保護者から延長保育料を徴収後、速やかに金融機関に払い込まず、保育所に長期間現金を保管していたものが見受けられた。

現金徴収後は速やかに払い込みを行い、また現金受領の際には今後の職員が担当になっても入金漏れがないよう受領簿を作成し、徴収日、金額、申請者氏名等を記入する等、中津市会計事務規則等の遵守をはじめ、安全な保管管理に常に留意し、適正な公金管理を求める。

#### (2)支出事務について

- ① 下郷保育所会計年度任用職員の報酬及び費用弁償の支払い誤りが散見された。

出勤簿の「支払日数」欄及び「通勤日数」欄がいずれも空欄であるため、給与システム入力時に出勤日数等の十分な確認ができていないようである。出勤日数、勤務時間等を確認のうえ、出勤簿の該当欄に確実に記載するよう適切な事務処理を行い、支払事務での基本的な確認を怠ることのないよう十分注意して予算執行されたい。また、複数人でのチェック体制を検討されたい。

- ② 遊具の修繕時期について不適切な事例が見受けられた。

業者による遊具の点検の結果、令和5年4月10日に滑り台の点検評価にて「階段手すりに腐食・穴あきあり(保護テープ済み)。園児の指が入るおそれあるため、部分補修をお勧めします。」と「D」評価を受けているにも関わらず、修繕の見積書を徴収しているのは翌年1月29日であった。

園児が安全に遊べるよう遊具等の修繕は早急に行うとともに、日常においても遊具の注意観察を行い、事故のないよう努められたい。

- ③ 中津市保育士・幼稚園教諭返還支援事業費補助金の交付決定を誤った金額で通知し過支給しているものが見受けられた。また、補助金の交付請求には奨学金を返還したことを証明する書類(領収書等の写し)の添付が必要であるが、一部添付漏れの請求が見受けられた。過支給分は早急に返還手続きを行い、添付漏れの書類については速やかに徴取されたい。

申請書や添付書類、交付決定通知等は、複数人でチェックする体制を構築するよう努められたい。

## 【社会教育課】

### (指摘事項)

#### (1)支出事務について（補助金事務）

中津市婦人活動支援事業補助金の実績報告書において補助対象経費の一部研修視察の内容についての詳細な報告書や写真が添付されていなかったため補助対象経費となるか否かの客観的な判断ができなかった。

補助金事務ガイドラインでは、「遠方への視察、慰労を伴うもの」は補助対象外経費とされていることから、研修費については、単に金額の確認だけでなく内容も含めて確認の上補助対象となるかどうかを決定する必要があると思われる。

令和6年度分以降の補助対象経費の確認にあたっては、各団体等に補助対象経費等について周知し、研修費については報告書及び写真を提出していただくよう理解と協力を求め、補助金の公益性、有効性等について客観的に説明できるよう事務改善を図られたい。

#### (2)財産管理について（施設使用許可事務）

新中津市学校集会室の使用許可事務において使用許可申請書に収受印、決裁印がないため、いつ正当に受理されたものかが不明である。また使用許可書の控えは綴じられているものの申請に対する承認・決裁を行ったことがわかる書類もなく使用許可手続きが不明である。

使用料発生の根拠となる使用許可申請に対する許可・不許可、使用料の徴収・減免など規定に則って使用許可手続きを行い、利用者の権利義務関係と市内部での責任の所在を明らかにし、適切な施設管理を行われたい。